須坂市建設工事総合評価落札方式 (特別簡易型) 試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、須坂市が発注する建設工事に関して競争入札を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

- 第2 総合評価落札方式(特別簡易型)の対象とする工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる工事のうち、須坂市建設工事等指名業者選定委員会(須坂市建設工事等入札制度合理化対策要綱第16に規定する委員会をいう。以下「選定委員会」という。)が選定したものとする。
 - (1) 入札者の工事成績、工事実績、技術者の能力、社会貢献等(以下「工事成績等」という。)と入札価格を一体として評価することが妥当とされるもの
 - (2) その他必要と認めるもの

(総合評価の方法)

- 第3 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。
 - (1) 総合評価点:価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
 - (2) 価格点:入札価格に基づいて算定した評価点
 - (3) 価格以外の評価点:入札者の工事成績等から算定した評価点
- 2 前項各号の評価点は、別記に定める「総合評価点算定基準」に基づき市長が配点するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

- 第4 市長は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者 (以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
 - (1) 総合評価落札方式により落札者決定基準を定めようとするとき。
 - (2) 前号の規定による意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき。
- 2 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価事業審査会(以下「審査会」という。) に代行審査を依頼することができる。

(落札者決定基準)

第5 市長は、第4の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、選定委員会の審議 を経て、落札者決定基準を決定するものとする。 (入札参加者への周知)

- 第6 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次の各号に掲げる事項を入札公告又は 指名通知書により周知するものとする。
 - (1) 総合評価落札方式を採用していること。
 - (2) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)に関すること。
 - (3) 価格以外の評価点申請時、入札時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
 - (4) 落札者決定方法に関すること。
 - (5) 価格以外の評価結果の公表に関すること。
 - (6) 評価結果に対する疑義照会に関すること。

(価格以外の評価点申請書の提出)

- 第7 入札参加者は、価格以外の評価点申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を 指定された期間内に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出しない者は、入札に参加できない。

(価格以外の評価点の決定)

第8 価格以外の評価点は、入札参加者から提出される申請書に基づき採点し、市長が決定 するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

- 第9 市長は、第8の規定により決定した価格以外の評価点については、総合評価落札方式 に関する評価調書(様式第2号)を作成し公表するものとする。
- 2 入札者は、前項により公表された日の翌日から2日以内(閉庁日を含まない。)に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができるものとする。
- 3 市長は、前項による疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとする。この 場合において、価格以外の評価点を修正した場合は、修正内容について公表するものとす る。

(落札者の決定方法)

- 第10 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は次の各号の規定による。
 - (1) 入札は、価格以外の評価点が集計した後に行い、集計結果の公表は開札後に行う。
 - (2) 入札者のうち、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内の入札者
 - イ 本市の低入札価格調査制度に基づく失格基準価格未満により失格とならない者
 - (3) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の場合は当該入札者全員について、入札参加資格要件の確認を行い、当該要件を満たしている者が2者以上あ

る場合は、日時、場所を連絡の上、くじ引きにより決定するものとする。この場合において、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

- (4) 落札候補者に対し入札参加資格確認書類及び工事成績等の評価項目算定資料の確認書類(様式第3号。以下「確認書類」という。)の提出を求めるものとする。
- (5) 落札候補者は確認書類の提出を求められた日又は翌日 (閉庁日を含まない。) までに持参により提出するものとする。
- (6) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札 候補者は失格とする。
- (7) 落札候補者が入札公告又は指名通知書に示す入札参加要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該要件等を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。落札候補者が当該要件等を満たしていない場合は、次に総合評価点が高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- (8) 市長は、落札候補者を決定後、価格以外の評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わる場合は、これを取り消すものとする。

(契約の解除)

第 11 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽記載等、悪質な行為があったと確認 された場合は、契約を解除しなければならない。

(委任)

第 12 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年12月16日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、須坂市建設工事総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領により落札者を決定する入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 第2 この要領は、設計金額 100 万円以上の総合評価落札方式による競争入札に適用する。 (適用基準価格)
- 第3 この要領を適用するための価格基準は、その価格を下回った場合に調査の実施を省略 し、失格とする失格基準価格とする。

(失格基準価格の設定)

第4 失格基準価格は、須坂市最低制限価格制度実施試行要領及び別記に定める「最低制限 価格設定基準」に準じて設定し、あらかじめ予定価格調書に失格基準価格を記載するもの とする。

(入札参加者への周知)

- 第5 入札を行う場合は、入札に参加しようとする者に対し、次の事項について周知するものとする。
 - (1) 失格基準価格が設定されていること。
 - (2) 失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく失格となること。 (入札の執行)
- 第6 入札執行者は、入札の結果、失格基準価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札 は無効となることとする。この場合、入札者に対し当該入札者は落札者としない旨を通知 するものとする。
- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格で入札を行った者があるときは、このうち、最低の価格をもって入札した者の価格を有効な最低の入札価格とするものとする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度の実施に 関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年3月3日から施行し、平成21年4月1日以降、財務規則第106条 第1項の規定による公告及び第117条第2項の規定により通知して総合評価落札方式を適用 する案件から適用する。

附則

この要領は、平成22年3月26日から施行し、平成22年4月1日以降、財務規則第106

条第1項の規定による公告及び第117条第2項の規定により通知して総合評価落札方式を適用する案件から適用する。

総合評価点算定基準 (特別簡易型)

1 趣旨

この算定基準は、須坂市建設工事総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領に基づき適正な 算定を実施するため、必要な細目について定める。

2 評価点の設定

点数の配分は以下による。

- ① 価格点:90~97.5点
- ② 価格以外の評価点:2.5~10点
- 3 総合評価点の算定方法

総合評価点=価格点+価格以外の評価点

- 4 価格点の算定方法
 - (1) 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、または失格基準価格未満により失格となった者を除いて算定する。
 - (2) 価格点=配点×最低価格/入札価格 「少数点以下第3位四捨五入2位止め」
 - ※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち、最低の入札価格とする。
 - ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。
- 5 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、以下に示すとおりとする。

工事成績、その他の項目について算定した合計点とする。なお、評価の基準については以下 を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は入札参加申請日又は指名通知日とする。

(1) 企業の技術力

ア 企業の施工能力

⑦ 工事成績(土木一式工事、建築一式工事、管工事、ほ装工事は必須)

(上記以外の業種工事は選択) : 須坂市発注工事の工事成績評定点(最大4点) 評価点=4点×(工事成績点-65)/(最高工事成績点-65)

〔少数点以下第3位四捨五入2位止め〕

- ※1 工事成績点は、入札者の市発注工事の過去2ヵ年の工事における業種別工事成績 評定点を単純平均して求める。〔少数点以下第1位四捨五入整数止め〕
- ※2 最高工事成績点は、有効な価格以外の評価点申請者のうち、工事成績点が最高の 者の点数とする。
- ※3 工事成績点が65点の場合及び工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点 未満の場合の評価点はマイナスとする。
- ※4 工事成績点は、当該入札公告又は指名通知した年度直前2ヵ年度の間において竣工し本市より通知している「工事成績評定通知書」の「評定点」を対象とする。ただし、4月1日から6月30日の間に入札公告又は指名通知する場合は、その前年

度の直前2ヵ年度の間において竣工し本市より通知している「工事成績評定通知書」 の「評定点」を対象とするものとする。

- ※5 工事成績評定点の取得者が少ない必須の業種工事においては、配点を下げることができるものとする。
- ① 工事実績(同種・類似工事実績)(選択):専門性の高い工事や経験・実績などが求められる工事において、同種・類似工事の実績の有無により評価する。(0.50点)
 - ※1 上記の点数を加点する。
 - ※2 実績は、過去 10 年間の公共機関等 (「CORINS (工事実績情報システム) への登録等に関する規約」第2条で定義された機関(以下「公共機関等」という。)) から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告又は指名通知で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
 - ※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。
 - ※4 工事成績評定点が、65 点未満の同種工事については、実績として認めないものと する。
 - ※5 経常JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

イ 配置予定技術者の能力

- ⑦ 保有資格(主任(監理)技術者の資格)(選択):契約時に配置できる技術者(技能者を含む)の資格により評価する。(最大1.0点)
 - a 技術士又は、一級土木施工管理技士 (1.0点)
 - b 二級土木施工管理技士 (0.5点)
 - c その他 (0点)
 - ※1 上記の点数の範囲で加点する。
 - ※2 登録が必要な資格については登録が完了していなければならない。
 - ※3 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なしとする。
- ① 技術者実績(同種・類似工事実績)(選択):過去10年間に同種・類似工事の主任(監理)技術者又は現場代理人としての実績の有無により評価する。(0.50点)
 - ※1 上記の点数の範囲で加点する。
 - ※2 実績は過去 10 年間の公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告又は指名通知書で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
 - ※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。
 - ※4 工事成績評定点が、65点未満の同種工事については、実績として認めないものと する。
 - ※5 経常JVの構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。

(2) 企業の地域性

ア 営業拠点の所在地(必須):応札者の本社(本店)所在地の須坂市内の有無により評価す

る。(1.0点)

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 営業拠点の所在地は、入札公告又は指名通知日現在で須坂市入札参加資格に登録 されている所在地とする。
- イ 常勤雇用従業員の須坂市民の有無(選択):従業員として須坂市民の常勤雇用の有無により評価する。(0.5点)

a 市民雇用5人以上

(0.5点)

b 市民雇用1人以上5人未満

(0.25 点)

c 市民雇用なし

(0点)

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 須坂市民従業員は、入札公告又は指名通知日現在で一年以上須坂市に住民登録が されている人。

(3) 企業の社会性

ア 地域貢献

- ⑦ 災害協定等(必須):災害時の協力協定等の締結状況により評価する。(1.0点) 須坂市と「災害時における復旧協力に関する協定」、「災害時における下水道復旧協力」、 「災害その他緊急時における出動協力」を締結している協会等の会員
 - ※1 上記の点数を加点する。
- ① 除雪業務等契約(選択): 須坂市と道路除雪業務・融雪剤散布業務・排雪業務の委託契約を締結している者を評価する。(最大 1.0 点)
 - a 道路除雪を自社保有機械(リースを含む)で行っている者。 (1.0点)
 - b 道路除雪を市から貸与機械のみで行っている者。
- (0.5点)
- c 融雪剤散布業務のみ若しくは排雪業務のみを行っている者。 (0.25 点)
- ※1 上記の a 又は b から選択した点数を加点する。
- ※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除雪契約者に切り替えるものとする。

イ 労働環境

- ⑦ 労働環境の改善(選択):経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」が30点以上の場合に評価する。(0.5点)
 - ※1 上記の点数を加点する。
 - ※2 「労働福祉の状況(W1)」は、入札公告日又は指名通知日の直近に通知された「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書」(以下「通知書」という。)中の「労働福祉の状況」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。
- ① 経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」のうち、「雇用保険加入」及び「健康保険及 び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナス評価がある者 (-1.0点)
 - ※1 上記の点数を減点する。
 - ※2 この項目の該当者は、入札公告日又は指名通知日の直近に通知された「通知書」 中の「労働福祉の状況(W1)」のうち、「雇用保険加入の有無」欄又は「健康保険及

び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示がある者とする。